

# 仕 様 書

1 案件名称

大阪市立美術館事務所什器等の移動業務委託

2 業務概要

本業務は、地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立美術館の什器等を美術館内の指定の位置まで移動するものである。

3 実施場所

大阪市天王寺区茶臼山町 1-82

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立美術館

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和 4 年 10 月 15 日までとする。

作業日は令和 4 年 10 月 1 日～10 月 10 日とし、作業時間は原則として、

9：30～17：30 とする。なお、作業日以前に梱包等の作業が必要な場合は、事前に発注者と調整の上、実施可とする。

5 業務内容

指定した什器等（別紙 1 のとおり）を美術館内の指定の位置まで移動運搬するものとする。発注者が指定した図書等については、受注者が梱包すること。

指定場所の図面については、契約締結後、発注者が受注者に提出する。

但し、数量は予定数量であり、予定数量の変更に伴い、異議を申し立てない。

6 資材の手配

下記の段ボール箱を手配し、あらかじめ納入すること。納入時期等については、事前に当館担当者の指示に従うこと。

また、梱包用段ボール箱、保護用エアキャップ、養生に要する資材等は受注者の負担とする。

但し、数量は予定数量であり、予定数量の変更に伴い、異議を申し立てない。

種類	数量	参考寸法
段ボール箱	2000 枚	底面 A3 幅 500×奥行 320×高さ 380mm 程度

## 7 注意事項

- (1) 作業者は名札等を着用し、作業関係者であることを明確にすること。
- (2) 作業中における移転物品の損傷等および人身事故がないよう十分注意すること。
- (3) 作業時は施設の設備等に損傷等を与えないように十分注意し、必要に応じて養生を行うこと。作業中に建物・設備（窓ガラス、電気設備）等に損傷等が発生した場合は当館担当者に速やかに連絡し、担当者の指示に従い復旧すること。
- (4) 運搬品の滅失・損傷その他の事故および建物等の損傷で、受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、直ちに当館担当者の指示するとおり修理あるいは新品に取り替えること。
- (5) 運搬作業において廃棄物が発生した場合は、受注者が廃棄処理を行うこと。なお、処理費用は受注者で負担すること。
- (6) 他業者の請負業務と本業務の作業期間が重複する場合には、それぞれの作業の妨げにならないように、相互に配慮・協力を行うこと。
- (7) 作業にあたり知り得た個人情報及び当機構の機密を、他に漏洩してはならない。契約解除及び契約満了後も同様とする。
- (8) 作業にあたり問題が生じた場合は速やかに当館担当者と協議すること。
- (9) 本仕様書に疑義が生じた場合は、受注者と当館担当者と協議のうえ決定すること。
- (10) 作業車両の進入及び作業に際し施設利用者等の安全について十分に注意すること。なお、作業車両駐車場及び資材置き場については、事前に担当者と協議のうえ決定し、使用後は現状に復旧すること。
- (11) 運搬作業に使用する車両について、受注者は、本業務着手までに、別紙2「使用予定車両届」を当館担当者へ提出の上、承認を得ること。
- (12) 使用予定車両に変更があった場合、受注者は速やかに、当館担当者に報告し、別紙2「使用予定車両届」を提出し、承認を得ること。
- (13) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を作業に使用してはならない。

## 8 その他

- (1) エレベーターを使用できる。

エレベーターサイズ

(mm)

			間口 (枠)	奥行	高さ (枠)
本館	B1～3F	荷物用	3060(2340)	1160	2750(2500)
新館	B1～B2F	荷物用	2180(2180)	2700	2580(2580)
新館	B1～B2F	人用	1260(900)	1330	2290(2100)

※ (枠) は出入り枠寸法、他寸法はかご内部の有効寸法

- (2) 業務にあたって、当館担当者と事前に打ち合わせを行うこと。

- (3) 受注者は、事故に対応できる保険に加入すること。
- (4) 本業務遂行にあたって器物破損事故、貴重品破損事故、労働災害事故等が万一発生した場合は、受注者の責任において解決すること。
- (5) 本仕様書に記載の内容で、若干の移動場所の変更あるいは作業時間等の変更があっても仕様変更は行わないものとする。
- (6) 本仕様書に関する疑義詳細は、当館担当者に確認のうえ指示を得ること。
- (7) 受注者が当該業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとする。
- (8) 本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、決定すること。

## 9 完了報告

作業完了後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 10 担当

地方独立行政法人大阪市博物館機構 大阪市立美術館

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町 1-82

TEL 06 (6771) 4874